

地域医療連携推進法人の認定について

1 概要

「一般社団法人やまなし S a v e」から、医療法第 70 条の 2 に規定する地域医療連携推進法人の認定申請があったため、同法第 70 条の 3 第 2 項及び第 70 条の 19 第 2 項の規定により、山梨県医療審議会における意見聴取を行うものである。

【申請の概要】

申請者名称	一般社団法人やまなし S a v e
申請代表者	石川 真
申請者の主たる事務所の所在地	南アルプス市西野 2294 番地 2
参加法人等の数	3 法人
医療連携推進区域	中北構想区域内
医療連携推進方針	資料 3- 4
地域医療連携推進法人の代表理事	石川 真

2 経緯

R8.1 3 病院（白根徳洲会病院、高原病院、宮川病院）が参加法人となり、地域医療連携推進法人を設立することで、3 病院間で合意。

R8.3 中北地域医療構想調整会議において、地域医療連携推進法人設立について説明。

R8.4 一般社団法人やまなし Save 設立

3 地域医療連携推進法人制度の趣旨（資料 3- 2）

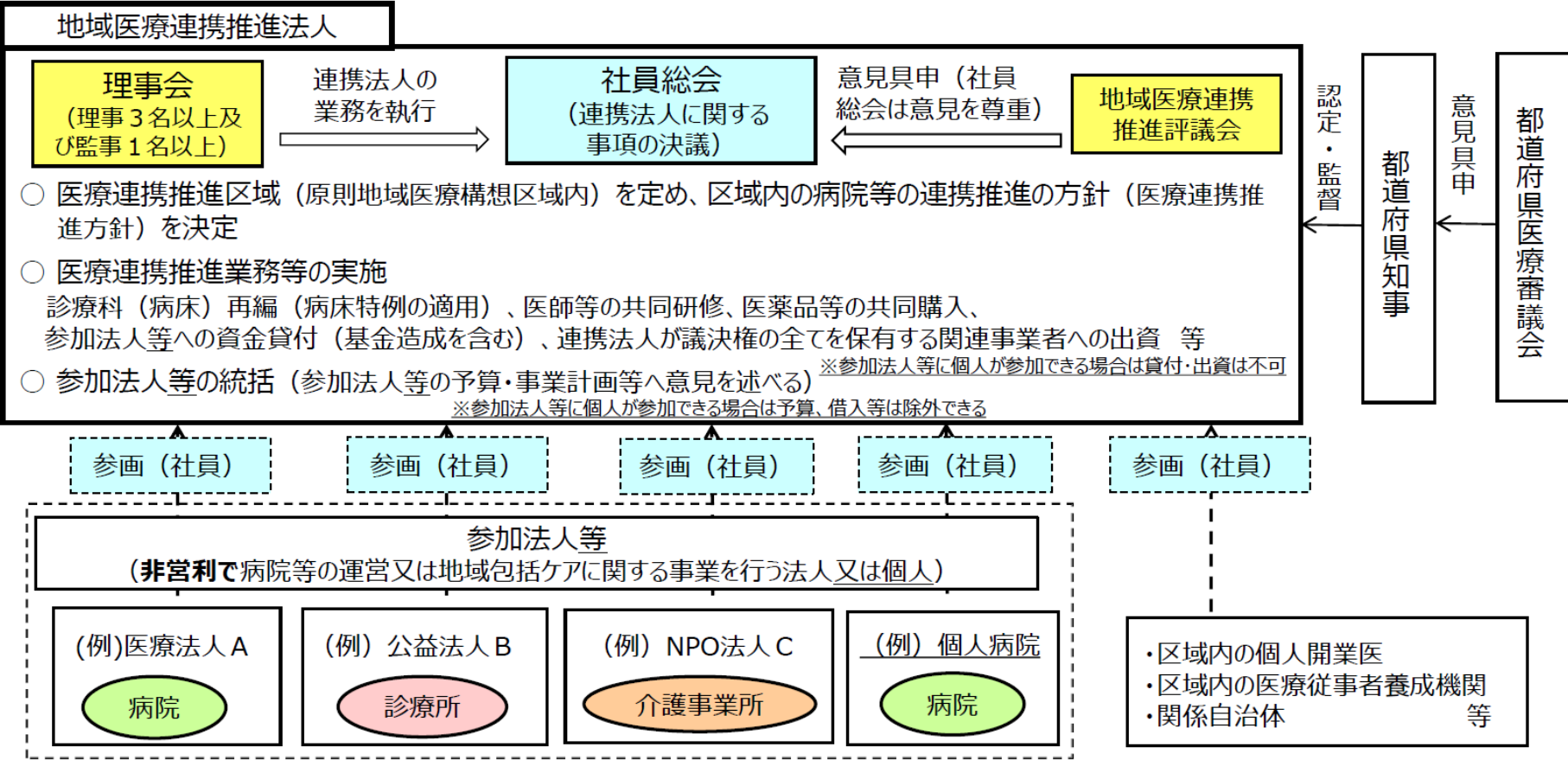
- ・地域医療連携推進法人は、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として平成 29 年度に創設された制度。
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保。
- ・令和 8 年 1 月 1 日時点、全国で 58 法人が認定されており、本県では 2 例目。

4 地域医療連携推進法人の認定要件における適合状況（資料 3- 3）

- ・医療法第 70 条の 3 第 1 項第 1 号～第 20 号に掲げる基準を満たすこと⇒全項目について適合
- ・医療法第 70 条の 4 に掲げる欠格事由に該当しないこと⇒該当無し

地域医療連携推進法人制度の概要 ※制度改正後（令和6年4月1日以降） 下線部分が改正箇所

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定 (認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人又は個人が 2 以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人等が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

認定要件	適否	申請者の状況
(1) 運営に関する要件 (医療法第70条の3第1項第1号～第3号、第5号)		
① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること	○	法人総費用における事業費率の見込み：100%
② 医療連携推進業務を行うことに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること	○	(経理的基礎) ・財政基盤の明確化について 参加法人からの会費収入のほか、地域連携推進法人立ち上げ時には地域医療介護総合確保基金の活用を見込む。 ・経理処理・財産管理の適正性について 地域医療連携推進法人会計基準に従い、各会計伝票の適正な処理に努める。決算、事業報告書等の作成・提出においても医療法等の定めるところにより執行する。 (技術的能力) ・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力確保について診療連携については、参加病院等の医療スタッフや設備等の現有資源で行うとともに、人材交流、共同研修などの業務実施のための技術、専門人材は参加病院の医療スタッフにより確保するほか、研修テーマによっては外部講師を活用する。 ・その他医療連携推進方針に沿った連携業務の実施についても、参加法人のスタッフで賄うほか、より専門的な技術や知見が必要な業務では外部人材の支援を受ける。
③ 社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないこと	○	利益供与なし
④ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないこと	○	医療連携推進業務のみ行う (定款第5条)
(2) 医療連携推進方針に関する要件 (医療法第70条の3第1項第6号)		
① 必要事項を医療連携推進方針に記載していること ・医療連携推進区域 ・参加法人が当該区域において開設する病院等の機能分担及び業務連携に関する事項 ・当該事項の目標に関する事項 ・運営方針、参加法人に関する事項	○	医療連携推進方針にすべて記載されている (資料3-4)
② 医療連携区域は、山梨県の医療計画に定める構想区域を考慮して定めていること	○	中北構想区域内である
(3) 定款に関する要件 (医療法第70条の3第1項第4号、第7号～第8号、第10号、第13号、第15号～20号)		
① 医療法第70条第1項第3号又は第4号に該当する者が社員である場合に、同条第2項第3号に掲げる業務及び出資を行わないこと	○	定款第5条第2項において定めている
② 医療連携推進区域を定めていること	○	定款第4条において定めている
③ 社員は、参加法人及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者に限ること	○	定款第7条において定めている
④ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと	○	付していない (定款第8条、第12条～第14条)
⑤ 営利を目的とする団体またはその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員等としないこと	○	定款第9条において定めている
⑥ 代表理事を1人置いていること	○	代表理事は石川真となっている
⑦ 理事会を置いていること	○	定款第33条において定めている
⑧ 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置くこと ・診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されること ・法人に対し、必要な意見を述べるができること ・業務の実施状況について評価を行い、社員総会及び理事会において意見を述べるができること	○	定款第39条、第40条において定めている

⑨ 参加法人が重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、法人に意見を求めなければならないこと	○	定款第11条において定めている
⑩ 認定取消処分を受けた場合、医療連携推進目的取得財産残額があるときは、一月以内に贈与すること	○	定款第59条において定めている
⑪ 精算をする場合において、残余財産を国等に帰属させること	○	定款第60条において定めている
(4) 議決権に関する要件（医療法第70条の3第1項第9号、第11号～第12号）		
病院等を開設する参加法人の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設または事業所を開設等する法人の議決権の合計を超えること	○	【表】のとおり
参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半数を占めていること	○	
社員は、各1個の議決権を有すること	○	定款第20条において定めている

【表】

区 分		議決権数
病院等を開設する参加法人	①	3
介護施設等を開設する参加法人	②	0
その他の社員	③	0
総議決数（①～③の合計）	A	3
参加法人の議決権の構成割合（第9号）		①>②
参加法人の議決権の構成割合（第12号）		(①+②) / A > 0.5

認定要件	適否	申請者の状況
(5) 役員に関する要件（医療法第70条の3第1項第14号）		
① 理事3人以上、監事1人以上であること	○	理事3名、監事1名となっている
② 各役員について、本人、配偶者、三親等内の親族等が、役員総数の3分の1を超えて含まれないこと	○	本人のみ（親族関係を有する者なし）
③ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること	○	医師3名が理事となっている
区分	事実の有無	
(6) 欠格事由について（医療法第70条の4）		
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	無	/
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に、当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	無	
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	無	
ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	無	
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	無	
② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	無	
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	無	

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

山梨県地域医療構想に定める中北構想区域とする。

2. 参加法人

山梨県南アルプス市西野 2 2 9 4 番地 2	医療法人徳洲会	白根徳洲会病院
山梨県南アルプス市荊沢 2 5 5 番地	医療法人高原会	高原病院
山梨県南アルプス市上今諏訪 1 7 5 0 番地	医療法人弘済会	宮川病院

3. 理念・運営方針

(理念)

山梨県西部地域における医療需要の変化や人口構造の変動に対応し、地域住民が安心して医療を受けられる体制を維持・強化するため、参加法人が協働し、持続可能な医療提供体制の構築を目指す。

(運営方針)

- ・参加法人間で急性期・回復期・慢性期医療の機能分担を行い、患者の受け入れと紹介を推進する。
- ・参加法人相互間での医療従事者の育成、医療資源の共同活用、災害時の連携体制構築等を図る。
- ・介護事業の連携推進・強化の取組により地域包括ケアシステムの構築に寄与する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

1. 地域医療体制の最適化

- ・3病院の機能分化と役割分担を明確化し、急性期・回復期・慢性期の連携を強化する。
- ・救急医療体制を維持し、地域住民の医療アクセスを確保する。
- ・医療資源の効率的な活用を図り、重複投資を抑制する。

2. 医療人材の確保と働き方改革

- ・医師・看護師・コメディカルの共同採用を推進する。
- ・教育・研修体制を共同化し、専門性の向上とキャリア形成を支援する。
- ・当直・夜勤体制の連携により、医療従事者の負担軽減と働き方改革を推進する。
- ・人材シェアリングにより、各病院の専門性を補完し合う体制を構築する。

3. 経営基盤の強化と効率化

- ・医薬品・医療材料・設備等の共同購買を行い、コスト削減を図る。
- ・経営データの共有と分析により、経営改善と効率化を推進する。
- ・ICT基盤の整備を進め、電子カルテ連携や情報共有を強化する。
- ・事務部門の共同化を検討し、業務効率の向上を図る。

4. 住民に信頼される医療体制の構築

- ・地域住民に対する健康教育・予防医療活動を推進する。
- ・医療の質と安全の向上に向けた共同評価・改善活動を実施する。
- ・災害時医療体制を共同で整備し、地域の安全・安心に貢献する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

1. 地域包括ケアの推進

- ・在宅医療・訪問介護・介護事業者との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築に寄与する。
- ・高齢者の増加に対応した医療・介護の一体的提供を推進する。
- ・退院支援・地域移行支援の標準化により、切れ目のない支援体制を整備する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。